

令和6年3月5日
令和5年度第4回評議会

令和6年度保険料率について



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

令和6年度 保険料率変更に係る意見（令和6年1月16日）

1. 意見の要旨

新潟支部の令和6年度保険料率を、令和5年度保険料率の9.33%から0.02ポイント引き上げ、9.35%とすることは妥当と考えます。

2. 理由等

協会財政の中長期的な安定によりできる限り長く10%を維持することが望ましいことから、平均保険料率10%維持のうえ計算された新潟支部保険料率については妥当なものと考えます。また、支部評議会において特段の反対意見はありませんでした。

新潟県の医療費が全国一低い状況は、医師偏在指標が低く医療の提供体制が不足していることが要因ではないかとのご意見も昨年度に引き続きいただいております。一方、生活習慣病のリスク保有者割合が全国平均と比べ低く、県民の健康意識の高さが医療費抑制に寄与していると考えております。

医療費の上昇抑制に向けて、健診結果から見えた健康課題を把握したうえで、健診、保健指導の実施、重症化予防、コラボヘルス（健康経営）の推進といった保健事業に更に取り組んでまいります。

【評議会の意見】

9.35%とすることは妥当と考えます

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・料率の変更が常にあるということを前提とし、令和6年度の保険料率決定の背景について、加入者にご理解いただけるよう説明する必要がある。
- ・医師数が少なくアクセスが悪いという新潟県の医療環境は、改善されていない。そのことが医療費の低さに影響しており、必要な人に必要な医療が提供できているか分析しなければならない。

（事業主代表）

- ・保険料率が一番低いとは言え、今年度と比べると上がる。事業主や加入者の納得感が得られるようしっかりと広報する必要がある。
- ・大企業中心に賃上げはされているものの、物価の上昇が上回っている状況である。雇用者総所得は実質では下がっており、保険料率上昇により社会保障の負担感は大きくなっていく。保険料率がどのように算定されて、保険料がどのように使用されているかということも広報してほしい。

（被保険者代表）

- ・健康保険制度により、加入者は少ない自己負担で医療を享受している。保険料負担だけでなく、給付のメリットについて加入者が理解できるよう、健康保険制度の課題や、将来の財政の見込み、加入者一人一人が何をすべきかについて、広報を積極的に進め、持続可能な制度にしてほしい。

令和6年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[]は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

● 当該支部の保険料率について 『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	24 支部	・引き上げとなる支部 (24 支部中	4 支部) [13支部中 1支部]
	[31 支部]	・引き下げとなる支部 (22 支部中	20 支部) [33支部中 29支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	0 支部) [1支部中 1支部]
● 当該支部の保険料率について 『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	23 支部	・引き上げとなる支部 (24 支部中	20 支部) [13支部中 12支部]
	[15 支部]	・引き下げとなる支部 (22 支部中	2 支部) [33支部中 3支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	1 支部) [1支部中 0支部]
● 当該支部の保険料率について 『反対』とする趣旨の記載がある支部	0 支部	・引き上げとなる支部 (24 支部中	0 支部) [13支部中 0支部]
	[1 支部]	・引き下げとなる支部 (22 支部中	0 支部) [33支部中 1支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	0 支部) [1支部中 0支部]

意見の提出なし 0支部 [0支部]

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

令和6年度 都道府県単位保険料率の決定について

(参考) 令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.21%	滋賀県	9.89%
青森県	9.49%	京都府	10.13%
岩手県	9.63%	大阪府	10.34%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.18%
秋田県	9.85%	奈良県	10.22%
山形県	9.84%	和歌山県	10.00%
福島県	9.59%	鳥取県	9.68%
茨城県	9.66%	島根県	9.92%
栃木県	9.79%	岡山県	10.02%
群馬県	9.81%	広島県	9.95%
埼玉県	9.78%	山口県	10.20%
千葉県	9.77%	徳島県	10.19%
東京都	9.98%	香川県	10.33%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.35%	高知県	9.89%
富山県	9.62%	福岡県	10.35%
石川県	9.94%	佐賀県	10.42%
福井県	10.07%	長崎県	10.17%
山梨県	9.94%	熊本県	10.30%
長野県	9.55%	大分県	10.25%
岐阜県	9.91%	宮崎県	9.85%
静岡県	9.85%	鹿児島県	10.13%
愛知県	10.02%	沖縄県	9.52%
三重県	9.94%		

2. 適用時期

令和6年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(単位:%)

	令和5年度保険料率 (a)	令和6年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)
全国	10.00	10.00	0.00
1 北海道	10.29	10.21	▲0.08
2 青森	9.79	9.49	▲0.30
3 岩手	9.77	9.63	▲0.14
4 宮城	10.05	10.01	▲0.04
5 秋田	9.86	9.85	▲0.01
6 山形	9.98	9.84	▲0.14
7 福島	9.53	9.59	+0.06
8 茨城	9.73	9.66	▲0.07
9 栃木	9.96	9.79	▲0.17
10 群馬	9.76	9.81	+0.05
11 埼玉	9.82	9.78	▲0.04
12 千葉	9.87	9.77	▲0.10
13 東京	10.00	9.98	▲0.02
14 神奈川	10.02	10.02	0.00
15 新潟	9.33	9.35	+0.02
16 富山	9.57	9.62	+0.05
17 石川	9.66	9.94	+0.28
18 福井	9.91	10.07	+0.16
19 山梨	9.67	9.94	+0.27
20 長野	9.49	9.55	+0.06
21 岐阜	9.80	9.91	+0.11
22 静岡	9.75	9.85	+0.10
23 愛知	10.01	10.02	+0.01
24 三重	9.81	9.94	+0.13
25 滋賀	9.73	9.89	+0.16
26 京都	10.09	10.13	+0.04
27 大阪	10.29	10.34	+0.05
28 兵庫	10.17	10.18	+0.01
29 奈良	10.14	10.22	+0.08
30 和歌山	9.94	10.00	+0.06
31 鳥取	9.82	9.68	▲0.14
32 島根	10.26	9.92	▲0.34
33 岡山	10.07	10.02	▲0.05
34 広島	9.92	9.95	+0.03
35 山口	9.96	10.20	+0.24
36 徳島	10.25	10.19	▲0.06
37 香川	10.23	10.33	+0.10
38 愛媛	10.01	10.03	+0.02
39 高知	10.10	9.89	▲0.21
40 福岡	10.36	10.35	▲0.01
41 佐賀	10.51	10.42	▲0.09
42 長崎	10.21	10.17	▲0.04
43 熊本	10.32	10.30	▲0.02
44 大分	10.20	10.25	+0.05
45 宮崎	9.76	9.85	+0.09
46 鹿児島	10.26	10.13	▲0.13
47 沖縄	9.89	9.52	▲0.37

令和6年度都道府県単位保険料率の算定について

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.60)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
		年齢調整	所得調整				インセンティブ分	
全 国	5.40	—	—	5.40	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	6.26	▲ 0.31	▲ 0.25	5.70	10.30	10.20	10.21	0.010
2 青 森	6.26	▲ 0.32	▲ 0.81	5.13	9.73	9.48	9.49	0.010
3 岩 手	6.04	▲ 0.32	▲ 0.60	5.12	9.72	9.62	9.63	0.010
4 宮 城	5.98	▲ 0.17	▲ 0.34	5.46	10.07	10.00	10.01	0.010
5 秋 田	6.83	▲ 0.62	▲ 0.75	5.46	10.06	9.85	9.85	▲ 0.005
6 山 形	6.20	▲ 0.29	▲ 0.49	5.41	10.01	9.99	9.84	▲ 0.152
7 福 島	5.49	▲ 0.19	▲ 0.28	5.02	9.62	9.58	9.59	0.010
8 茨 城	5.13	▲ 0.04	▲ 0.03	5.11	9.71	9.65	9.66	0.010
9 栃 木	5.40	▲ 0.07	▲ 0.06	5.27	9.87	9.84	9.79	▲ 0.048
10 群 馬	5.28	▲ 0.02	▲ 0.08	5.18	9.78	9.80	9.81	0.010
11 埼 玉	5.03	▲ 0.01	▲ 0.13	5.16	9.76	9.76	9.77	0.010
12 千 葉	5.12	▲ 0.08	0.12	5.16	9.76	9.76	9.77	0.010
13 東 京	4.48	0.16	0.66	5.30	9.90	9.97	9.98	0.010
14 神 奈 川	5.02	▲ 0.06	0.38	5.35	9.95	10.01	10.02	0.010
15 新 潟	5.31	▲ 0.14	▲ 0.31	4.85	9.45	9.37	9.35	▲ 0.020
16 富 山	4.98	▲ 0.07	0.12	5.03	9.63	9.63	9.62	▲ 0.010
17 石 川	5.33	▲ 0.02	0.03	5.34	9.94	9.93	9.94	0.010
18 福 井	5.58	▲ 0.14	▲ 0.03	5.41	10.01	10.06	10.07	0.010
19 山 梨	5.54	▲ 0.15	▲ 0.14	5.25	9.85	9.93	9.94	0.010
20 長 野	5.27	▲ 0.08	▲ 0.17	5.01	9.61	9.57	9.55	▲ 0.028
21 岐 阜	5.38	▲ 0.00	▲ 0.09	5.30	9.90	9.93	9.91	▲ 0.016
22 静 岡	5.13	▲ 0.04	0.10	5.19	9.79	9.84	9.85	0.010
23 愛 知	4.92	0.19	0.25	5.36	9.96	10.01	10.02	0.010
24 三 重	5.26	0.02	0.01	5.29	9.89	9.93	9.94	0.010
25 滋 賀	5.32	0.07	▲ 0.14	5.26	9.86	9.88	9.89	0.010
26 京 都	5.36	0.06	0.03	5.46	10.06	10.12	10.13	0.010
27 大 阪	5.39	0.17	0.13	5.68	10.28	10.33	10.34	0.010
28 兵 庫	5.56	0.02	▲ 0.03	5.56	10.16	10.17	10.18	0.010
29 奈 良	6.00	▲ 0.02	▲ 0.43	5.55	10.15	10.24	10.22	▲ 0.023
30 和 歌 山	6.03	▲ 0.06	▲ 0.50	5.47	10.07	9.99	10.00	0.010
31 鳥 取	6.04	▲ 0.16	▲ 0.67	5.21	9.81	9.67	9.68	0.010
32 島 根	6.36	▲ 0.29	▲ 0.55	5.53	10.13	10.00	9.92	▲ 0.080
33 岡 山	5.65	0.06	▲ 0.20	5.52	10.12	10.01	10.02	0.010
34 広 島	5.50	0.04	▲ 0.15	5.40	10.00	9.94	9.95	0.010
35 山 口	5.87	▲ 0.17	▲ 0.11	5.59	10.19	10.19	10.20	0.010
36 徳 島	6.16	▲ 0.11	▲ 0.36	5.69	10.29	10.18	10.19	0.010
37 香 川	6.16	▲ 0.06	▲ 0.36	5.74	10.34	10.32	10.33	0.010
38 愛 媛	5.97	0.00	▲ 0.47	5.50	10.10	10.02	10.03	0.010
39 高 知	6.04	▲ 0.16	▲ 0.40	5.48	10.08	9.88	9.89	0.010
40 福 岡	5.99	0.04	▲ 0.30	5.73	10.33	10.39	10.35	▲ 0.045
41 佐 賀	7.07	▲ 0.20	▲ 0.71	6.17	10.77	10.61	10.42	▲ 0.187
42 長 崎	6.71	▲ 0.24	▲ 0.79	5.67	10.27	10.17	10.17	0.000
43 熊 本	6.46	▲ 0.10	▲ 0.61	5.75	10.35	10.30	10.30	0.002
44 大 分	6.54	▲ 0.22	▲ 0.60	5.72	10.32	10.24	10.25	0.010
45 宮 崎	6.24	▲ 0.12	▲ 0.76	5.36	9.96	9.88	9.85	▲ 0.028
46 鹿 児 島	6.70	▲ 0.09	▲ 0.90	5.71	10.31	10.18	10.13	▲ 0.052
47 沖 縄	6.59	0.17	▲ 1.58	5.18	9.78	9.51	9.52	0.010

・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51%）、前期高齢者納付金等（3.43%）、保健事業費等（0.68%）、その他収入（▲0.02%）に係る合計の保険料率（4.60%）を加算したものである。

・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

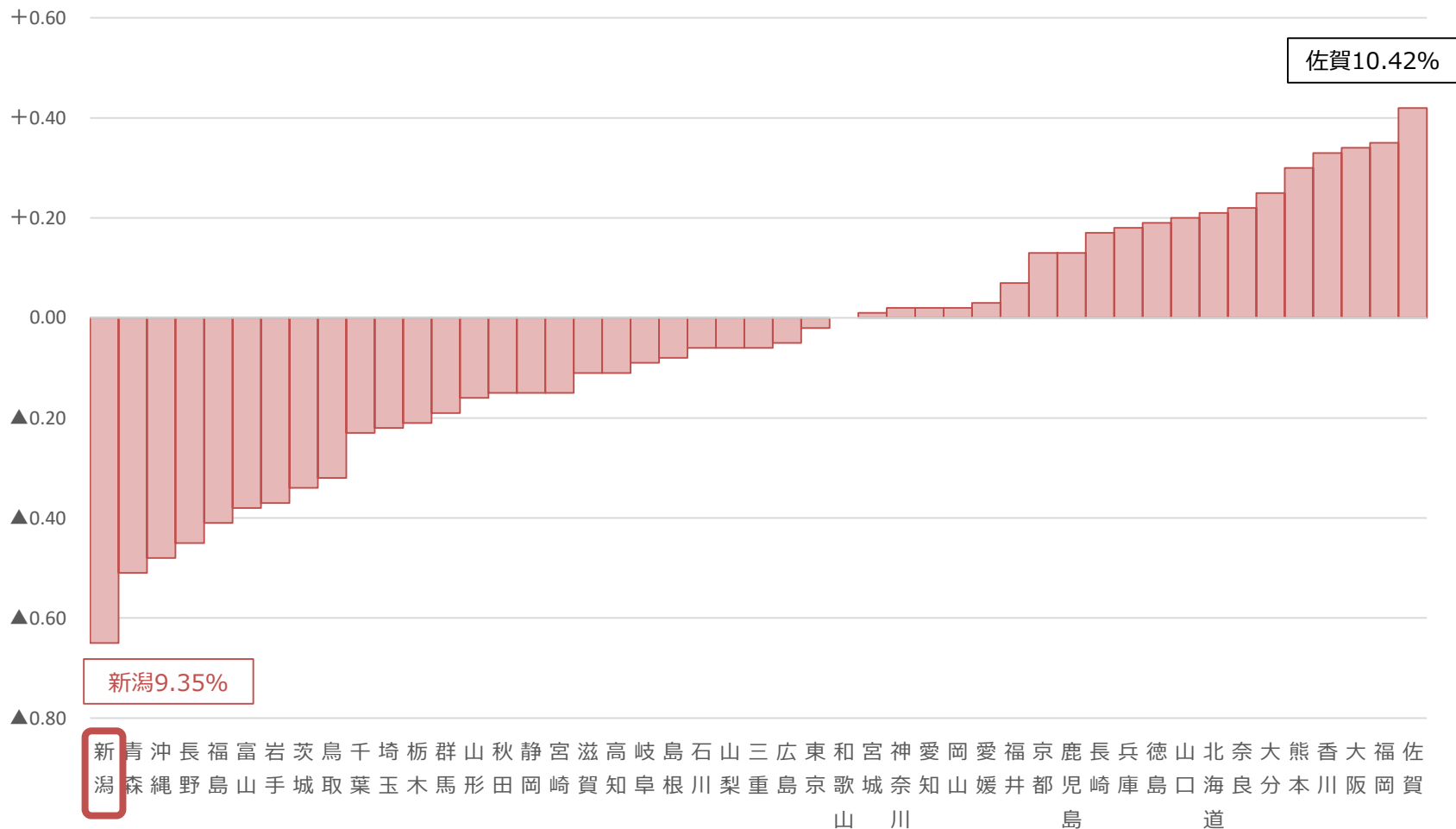
・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・ インセンティブ制度の加算額は、令和4年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和6年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第126回運営委員会令和5年12月4日開催のインセンティブに係る資料（資料4）の「令和4年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

都道府県支部別健康保険料率の比較（令和6年度）

新潟支部の健康保険料率は10年連続で全国一低い

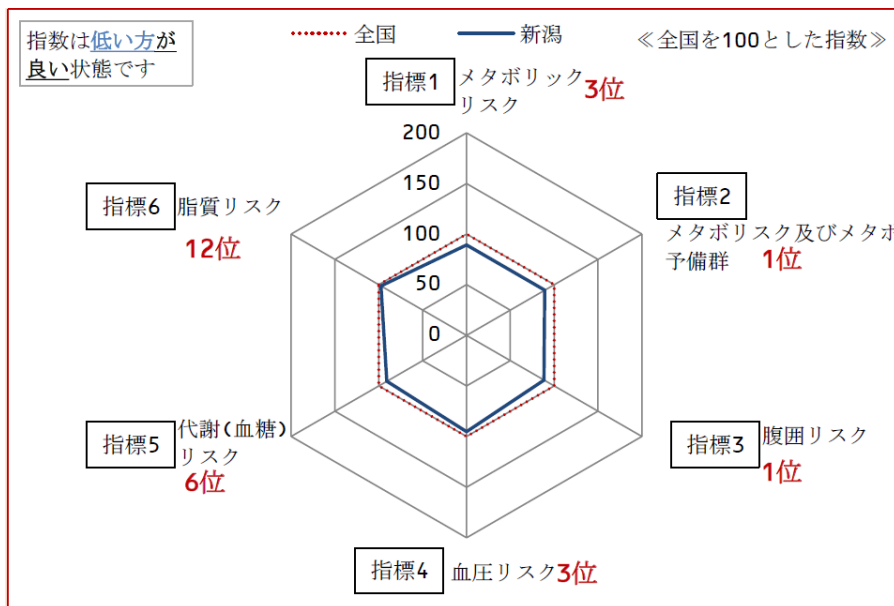
(平均保険料率10%との差)



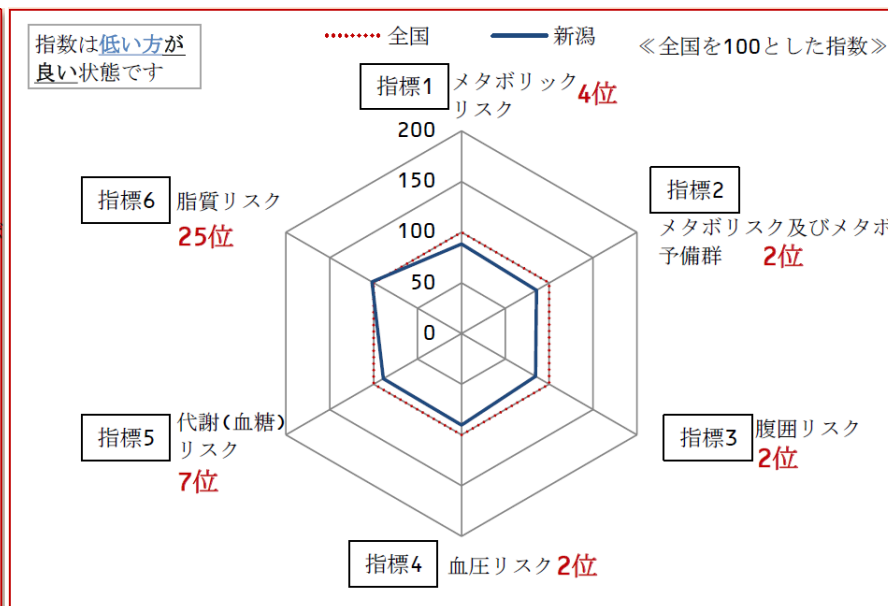
健診結果から見た生活習慣病リスク保有割合（令和4年度）

脂質リスクを除き、生活習慣病リスクは全般的に低い状況。

【男性】



【女性】

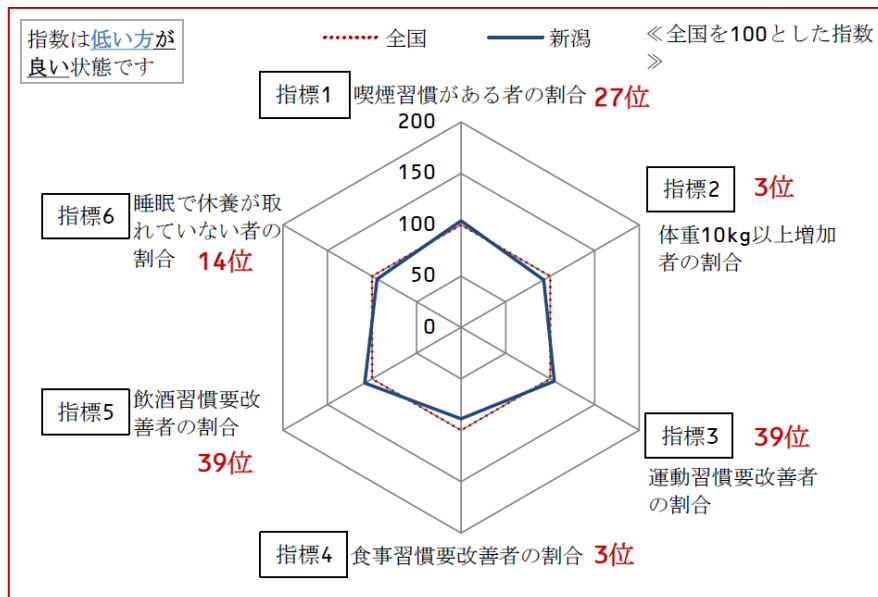


メタボリックリスク	腹囲リスク該当かつ血圧、代謝、脂質のうち2つ以上のリスクに該当する者
メタボリック予備群	腹囲リスク該当かつ血圧、代謝、脂質のうち1つのリスクに該当する者
腹囲リスク	男性85cm以上、女性90cm以上
血圧リスク	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上又は服薬中
代謝(血糖)リスク	空腹時血糖110mg/dl以上又はHbA1c6.0%以上又は服薬中
脂質リスク	中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満又は服薬中

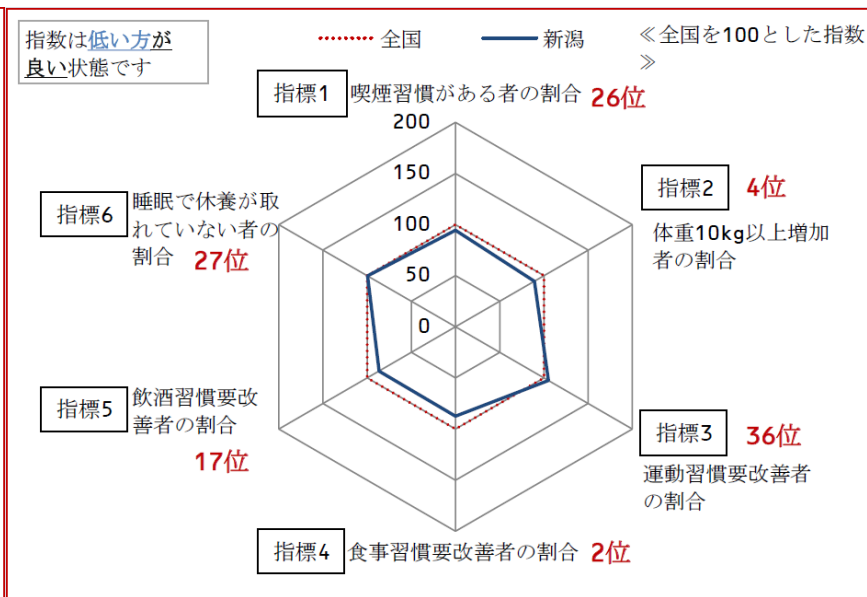
問診結果から見た生活習慣要改善者の割合（令和4年度）

男性・女性ともに、喫煙習慣がある者（喫煙率）、運動習慣要改善者の割合が高い（運動習慣が低い）。男性の飲酒習慣要改善者の割合、女性の睡眠で休養が取れていない者の割合も高い。

【男性】



【女性】



喫煙習慣がある者	現在、たばこを習慣的に吸っている者の割合
体重 10kg 以上増加者	20歳の時の体重から10kg以上増加している者
運動習慣要改善者	「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上1年以上実施している」「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施」「ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い」に2問以上該当する者
食事習慣要改善者	「人と比較して食べる速度が速い」「就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある」「朝昼夜の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか」「朝食を抜くことが週に3回以上ある」に2問以上に「はい（速い・毎日又は時々）」と回答した者
飲酒習慣要改善者	「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度」「飲酒日の1日当たりの飲酒量」に「毎日2合以上」又は「時々3合以上」と回答した者の割合
睡眠で休養が取れていない者	「睡眠で休養が十分とれている」に「いいえ」と回答した者の割合

令和6年度 保険料率改定に係る広報の対応について

1. 広報の目的

- 令和6年度都道府県単位保険料率に係る広報については、都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることを理解いただく。
- 医療費の伸びを抑えるためには、加入者・事業主が健康づくりに取り組むことが重要であることを理解いただく。

2. 本部における対応

- **Webによる広報**
 - ・特設ページを開設し、WEB広告を配信する。
- **紙媒体による広報物の作成**
 - ・リーフレット(保険料額表)、ポスターを作成
 - リーフレットは2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付

3. 支部における対応

- **関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）**
 - ・訪問を通じて、機関紙、会報誌への記事掲載等を依頼
- **新聞広告による広報**
 - ・地方第一紙に（全5段広告に2回）広告掲載
- その他支部独自の広報

令和6年度保険料率広報に係るスケジュール(予定)

令和6年	1月	2月	3月	4月
WEB特設ページ		料率認可	WEB特設ページ公開	
WEB広告			WEB広告	
料額表、ポスター		2月納入告知書へ料額表を同封	関係団体等への配布	
関係団体を通じた広報		関係団体の会報誌等への掲載		
メールマガジン、健康保険委員向け広報誌		メールマガジン、健康保険委員向け広報誌		
新聞広告			地方紙に広告掲載を2回	

 :本部実施

 :支部実施